

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
1	・Ⅲ-1-(7)【P3】【意見】 市外に避難した市民を支援します。 ・Ⅲ-1-(8)【P3】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。	・Ⅱ-1-(1)-⑦【P17】【意見】 市外に避難した市民を支援します。 ・Ⅱ-1-(1)-⑧【P18】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。	福島市外へ自主避難している者への支援と援助に豊かさを感じない。夫が市内に留まり、妻子のみ避難する“二重生活”には、生活費等の出費が高み、将来的な人生設計にも影響が及んでいる。よって、自主避難者に対する福島市独自の助成を期待する。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 避難先自治体と連携し、必要な行政サービスの提供を行うとともに、市民の損害賠償請求支援を行うことで支援してまいります。
2	・Ⅲ-1-(3)【P2】【意見・回答】 市民の心と体の健康を守ります。	・Ⅱ-1-(1)-③【P15】【意見・回答】 市民の心と体の健康を守ります。	〈C-1〉「放射線健康管理調査事業」で、内部被ばく検査の事業期間が23～とあるが、ホールボディカウンターの購入台数、検査期間など具体的な内容が見えない。希望者には早く実施し、安心を与えて欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市健康管理実施計画に基づき、妊婦及び中学生以下の乳幼児、児童・生徒を最優先に、市ふるさと除染計画の相対的に線量の高いところから検査を進めます。
3	・Ⅲ-1-(3)【P2】【意見】 市民の心と体の健康を守ります。	・Ⅱ-1-(1)-③【P15】【意見】 市民の心と体の健康を守ります。	〈C-2〉「食品等放射線量測定事業」において、食品放射能簡易測定システムは支所単位等で配置して、いつでも自由に測定可能な態勢を構築することで、安全を確認させて欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 放射線モニタリングセンター、支所及び学習センター等に、食品等簡易放射能測定器を複数台設置して、測定体制を充実させ、子どもたちを含め、市民の皆さんの健康を守るため食の安全の確保に努めます。
4	・Ⅵ-3-(3)【P7】【回答】 財源の確保に努めます。	・Ⅱ-4-(3)-③【P28】【回答】 財源の確保に努めます。	原子力災害関係経費については、東電又は国に請求すること。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 原子力災害からの復興に要した経費は東京電力に賠償請求するとともに、国や県に対しては財政支援や税制制度の優遇措置等を要請します。
5	・Ⅵ-3-(1)【P7】【回答】 市の組織体制を整備します。 ・Ⅵ-3-(3)【P7】【回答】 財源の確保に努めます。	・Ⅱ-4-(3)-①【P27】【回答】 市の組織体制を整備します。 ・Ⅱ-4-(3)-③【P28】【回答】 財源の確保に努めます。	福島市の税収が減った際の補填は、交付税をあてにするのではなく、東電あるいは国に直接賠償させるべく、賠償請求をしつこく行うべきだ。そのための賠償請求に特化した専門部署あるいはチームを市の内部組織に設置するべきだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 原子力災害対策に要した経費は東京電力に強く賠償請求を行うとともに、国や県に対しては財政支援や税制制度の優遇措置等を要請します。そのために、横断的な組織を整備するなど市の組織体制を強化します。
6	・Ⅶ【P8】【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	・Ⅰ【P9】【回答】 中心的事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。	福島市復興計画が出来たからといって安堵的な気持ちにならないよう活力ある実行を望む。	＜説明＞ 本計画を実効性あるものとし、復興を強力に推進するため、具体的取り組みにおいて4つの復興プロジェクトを設定したほか、事業の年次計画を定めた実施計画を策定のうえ毎年見直しを行い、計画の着実な実施に努め、希望ある復興を進めます。
7	【計画策定に関する意見】	【計画策定に関する意見】	パブリックコメント実施後の計画決定、実行スケジュールなど開示するべきだ。	＜説明＞ 計画決定については、市政だよりやホームページでお知らせします。事業の年次計画は、復興実施計画を策定しホームページで公表します。
8	・Ⅶ【P8】【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	-	福島市総合計画と復興計画との整合を示すべきだ。	＜説明＞ 復興計画は、市総合計画前期基本計画を補完する計画と位置づけ、震災に対応した施策・事業の緊急度・優先度を勘案し、事業を推進します。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
9	【計画策定に関する意見】	【計画策定に関する意見】	復興計画が決定・実行されていく経過のチェック機関を組織し、透明性を確保するべきだ。	<説明> 本計画の策定にあたっては、市民の代表者や学識経験者等からなる検討委員会を設置し、委員の意見を基に原案を策定しております。また、パブリック・コメントの実施のほか、市議会への説明等も行っております。 さらに、策定後は、市議会や検討委員会に事業の進捗状況を報告します。
10	・Ⅵ-2【P7】【回答】 連携により復興を進めます。 ・Ⅵ-3-(1)【P7】【回答】 市の組織体制を整備します。	・Ⅱ-4-(2)【P27】【回答】 連携により復興を進めます。 ・Ⅱ-4-(3)-①【P27】【回答】 市の組織体制を整備します。	行政と関係機関・団体・財界などとの積極的な連携のための組織が必要だ。	○原案のとおりとします。 <説明> 本計画を推進するため、市内外のあらゆる団体と連携して参ります。また、横断的な組織を整備するなど市の組織体制を強化します。
11	・Ⅲ-1-(4)【P3】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	・Ⅱ-1-(1)-④【P16】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	『「生きる」力を高めるための教育を実践します。』とあるが、平成14年度から実施されている学習指導要領は机上の空論でないか。より根本的に福島市教育界の改革を行うべきではないか。災害後の教育も真剣に協議しながら取組む必要はないのか。教育委員会と各学校との綿密な連携が必要でないか。	○原案のとおりとします。 <説明> 「ふくしま・ふれあい・夢ぶらん」「中学生ドリームアップ事業」等の事業を核とし、学校教育活動全体を通して、学習指導要領の理念である「生きる力」の育成に取り組んでいるところです。今回の震災及び原発事故を受け、行事の持ち方等について校長会と協議を行っており、特に放射線教育に関しては、学識経験者、校長、教頭、教務主任、安全教育担当者の代表によるワーキンググループを結成し、放射線教育の在り方等の検討を行ったところです。今後とも各学校と連携を図りながら、児童生徒の「生きる力」の育成、教育の復興をめざし、各種事業を展開します。
12	・Ⅵ-3【P7】【意見・回答】 市の推進体制を整備します。	・Ⅱ-4-(3)【P27】【意見・回答】 市の推進体制を整備します。	基本方針P6の『Ⅵ 市の体制を整備し、市民との協働と国・県等との連携により復興を進めます。』とP7『3 市の推進体制を整備します』は関連性があるのか。 具体的取り組みP26の『4 市の体制を整備し、市民との協働と国・県等との連携により復興を進めます。』とP27の『(3) 市の推進体制を整備します』は関連性があるのか。	○原案のとおりとします。 <説明> それぞれ、後者は前者の一項目として記載しております。
13	・Ⅵ-3-(1)【P7】【意見】 市の組織体制を整備します。	・Ⅱ-4-(3)-①【P27】【回答】 市の組織体制を整備します。	P7の3-(1)-①で『復興を速やかかつ強力に推進するため、横断的な組織を整備するなど市の組織体制を強化します。』とあるが、その具体的な内容が記載されていない。	○原案のとおりとします。 <説明> 平成23年10月1日付けで原子力災害に対応した組織機構改正を行っております。今後は、横断的な組織を整備するなど市の組織体制を強化します。
14	・Ⅵ-3-(1)【P7】【回答】 市の組織体制を整備します。	・Ⅰ【P9】【意見】 中心的な事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。 ・Ⅱ-4-(3)【P27】【回答】 市の推進体制を整備します。	4つの復興プロジェクトに取組むため、市の既存部署とは別にプロジェクト組織を設置して推進していくのか。	○原案のとおりとします。 <説明> 本計画の推進にあたっては、既存の部署での事業実施を基本とします。なお、効果的・効率的な取り組みを推進するため、横断的な組織を整備するなど市の組織体制を強化します。
15	-	・Ⅰ-3「活力プロジェクト」【P11-12】【意見・回答】 ・Ⅱ-1-(2)-⑥ 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。【P21】【意見・回答】	活力プロジェクトの重点事業に、『最先端医療研究機関・企業等の誘致(21P N-2)』とあるが、21P N-1の『企業立地促進事業』との関連性が不明である。	○原案のとおりとします。 <説明> 新たな産業等も含めた企業訪問を行うとともに、県内医療機関の中核である県立医科大学が立地している地の利を生かし、最先端医療分野を含めた研究機関や企業の立地実現を目指します。
16	・Ⅲ-2-(6)【P4】【意見・回答】 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	・Ⅱ-1-(2)-⑥【P21】【意見・回答】 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	具体的取り組みのP21「(N-1)企業立地促進事業」・「(N-2)最先端医療研究機関・企業等の誘致」・「(N-3)地域産業6次化推進事業」は、基本方針のⅢ-2-(6)『新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します』のための主な事業を意味するのか、不明である。	○原案のとおりとします。 <説明> 基本方針の体系に基づき主な事業を示したもので、「企業立地促進事業」、「最先端医療研究機関・企業等の誘致」、「地域産業6次化推進事業」は、基本方針のⅢ-2-(6)『新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します』のための主な事業と位置づけます。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
17	・Ⅲ-2-(4)【P4】【意見・回答】 風評被害の防止・解消に努めます。	・Ⅰ-3活力プロジェクト-(1) 風評被害を払拭し、経済を活性化させます。 【P11】【意見・回答】 ・Ⅱ-1-(2)-④【P19】【意見・回答】 風評被害の防止・解消に努めます。	「風評被害」とは、現実被害を受けていないのに、販売が思うようにいかない様を連想する。極端に言うとも、福島市産の農作物を買わない人が悪い、福島市の温泉地に来ない人が悪いといった意味にも取れる。 復興計画の冒頭から「風評被害」という文言を使うことは、対消費者に対する思いやりに欠けるのではないかという面で違和感を覚える。 今回の放射能問題で、福島市は確実に被害を受けている。 従って、我々市民が除染活動をしっかりと行い、市は農作物の放射線量を詳細に公表し、誰が見ても福島市の農作物は安心だ、福島市の観光地に行ってももう大丈夫だといえる状況になって、なおかつ販売成績が伸び悩んだ時、初めて「風評被害」という言葉を使うべきと思う。それまでは、『被害』だ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 東京電力第一原発の事故により、本市の農産品は国の出荷停止の有無を問わず被災を受けていると認定しており、国及び東京電力にその賠償を求めています。 一方で、安全が確認された農産品の販売実績や観光地の入込客数が減少していることは、「風評被害」であり、対応が必要であると考えます。
18	・Ⅲ-2-(4)【P4】【意見・回答】 風評被害の防止・解消に努めます。	・Ⅱ-1-(2)-④【P19】【意見・回答】 風評被害の防止・解消に努めます。	「(L-1)震災復興情報発信事業」は、内容的には放射能汚染対策(除染活動)と解すが、なぜこの部分だけ大きく震災復興情報という表現にしたのか。福島市の現状、前後のバランスからみれば、ここは放射能汚染対策(除染活動)に特化すべきと考える。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 風評被害対策として、除染活動等だけでなく、本市の安全安心につながる元気な姿や復興イベントなどの情報を発信します。
19	・Ⅲ-1-(1)【P2】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅲ-1-(4)【P3】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 ・Ⅲ-1-(5)【P3】【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 ・Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 ・Ⅱ-1-(1)-⑤【P16-17】【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	原子力災害を収束させて、子どもが安心して普通の生活を送ることができるようにして欲しい。また、これから子を産み育てたいと考えているので、安心できる環境を整えてもらいたい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市では、放射能災害からの復興にあたって、除染を対策の軸に据えることとしており、一日も早く市民の皆さんが安心して生活できる空間を取り戻すため、市ふるさと除染計画に基づき市が主体となって、全力で取り組みます。
20	・Ⅲ-1-(8)【P3】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。	・Ⅱ-1-(1)-⑧【P18】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。	精神的苦痛への賠償が継続して行われるよう、支援を行って欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市では、継続して市民の損害賠償請求を支援します。
21	・Ⅲ-2-(6)【P4】【回答】 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	・Ⅰ-「3活力プロジェクト」【P11】【回答】 ・Ⅱ-1-(2)-⑥【P21】【回答】 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	さまざまな商業施設や企業を誘致し、仙台に次ぐ都市を作って欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 既存事業所への支援を継続するとともに、新たな企業等の誘致に努め、経済を活性化し、元気なまちづくりを目指します。
22	・Ⅶ【P8】【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	-	計画を確実に実行して人口が流出しないようにするべき。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 事業の年次計画を定めた復興実施計画を策定し、復興事業を着実に実施します。
23	・Ⅱ【P1】【意見・回答】 「子どもからお年寄りまで暮らしてよかったと実感できるまち」	-	基本方針の「子どもからお年寄りまで暮らしてよかったと実感できるまち」というのは弱い。「世界一健康で幸せになれる市」を目指して欲しい。大きく、明確な目標掲げること、市民の意識が強くなり、一丸となって目指せるのだと思う。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 復興を進めながら、健康、子育て、雇用など市民満足度の高い都市を目指します。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
24	・Ⅲ-1-(2)【P2】【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅲ-1-(3)【P2】【回答】 市民の心と体の健康を守ります。 ・Ⅲ-1-(4)【P3】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」-(3) 市民の健康を維持・増進させます。 【P10】【意見・回答】 ・Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】【回答】 Ⅱ-1-(1)-②【P15】【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅱ-1-(1)-③【P15】【回答】 市民の心と体の健康を守ります。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	『放射線が、市民の健康に与える影響を長期間調査・管理し、(略)』とあるが、今のレベルの放射線は安全。食べても大丈夫と言いつつ“調査”というのは、低線量長期被ばくがどのように人体に影響するか実験されているように思う。高度な医療が身近にあっても、たとえ18歳までの医療費が無料になっても、病気への不安は消えない。“調査”ではなく、放射線に勝てる体を作る(自己免疫力・自己治癒力を高める)知識を与えてください。日々の生活を見直すだけで健康になれると分かれば市民は希望を持てるのではないか。“福島市民を世界一健康にするためのプロジェクト”をやって欲しい。きつと数年後には、自然に人が集まってきます。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 健康管理実施計画に基づき、放射線や生活習慣病に関する正しい情報を提供し、不安の軽減を図るとともに健康づくりを支援し、放射線に負けないこころと体づくりを進めるため、健康教育・健康相談を実施します。
25	・Ⅲ-1-(4)【P3】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	・Ⅱ-1-(1)-④【P16】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	学校給食を、放射能やあらゆる病気に打ち勝つことができる強いからだにするため、子どもの免疫力を高めるメニューにしたい。 幼稚園や学校・公共施設では、体に良く環境改善の効果がある石鹼や洗剤を使って欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 子どもの免疫力を高めるため、バランスのとれた食事の提供が基本として不可欠であると考えます。このことから、今後も給食に使用する食品の栄養バランスを十分考慮し、「生きた教材」として活用できる学校給食の提供を図ります。 子どもたちの健康や安全性にも配慮し、洗剤であれば刺激の少ない石鹼を使用するなど環境への影響にも配慮した取り組みをしています。
26	・Ⅲ-2-(6)【P4】【回答】 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	・Ⅱ-1-(2)-⑥【P21】【回答】 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	治療に力を入れることも必要だが、病気の予防・健康増進に最も力を入れて欲しい。福島県の復興計画案では国内外の保健医療機関の誘致活動の記載があったが、これをぜひ福島市で行って欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 医療関係機関の誘致にあたっては、国・県等と連携しながら進めます。
27	・Ⅲ-1-(1)【P2】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」-(1) 徹底的な除染を実施します。 【P10】【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。	福島市は山や川など美しい自然に囲まれている。その美しさと安全を取り戻すには、環境浄化するものを使うしかない。EM(*)で実験して欲しい。EMは放射能を無害化・消失させるといわれる。これを早急に散布して欲しい。効果があるかどうかはやってみないとわからないが、結果がすべてではなく、市民の声を聞き、どれだけ手をつくすかによって行政を信頼する。 市注釈 (*)EM・・・有用微生物群 effective microorganisms 農地土壌を改良する微生物資材として開発され、現在では土木建築、食品加工、環境浄化など多目的に利用されている。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 除染については、国・県でも除染手法の開発を行っており、本市の除染にあたっては原則として、国・県で効果が確認された方法を採用しております。また、本市においても効果の期待できる手法の実証実験等を行ってまいります。
28	・Ⅲ-1-(4)【P3】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 ・Ⅲ-1-(5)【P3】【意見・回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	・Ⅱ-1-(1)-④【P16】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 ・Ⅱ-1-(1)-⑤【P16・17】【意見・回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	安心して産み育てられるかどうかは、子どもを最大限守れるかどうかによる。医療費の無料化は経済的には助かるかもしれないが、安心にはつながらない。何が何でも子どもたちが健康に成長できる環境(環境浄化、免疫力を高める指導、給食の改善)をして欲しい。そして、安全な食品・石鹼等の日常生活用品を手軽に買えるように環境を整えればよい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 子どもが活動する場所の除染や放射線と子どもの健康についての情報発信、栄養バランスを考慮した学校給食の提供をし、安心して産み育てられる環境を整備します。 また、放射線モニタリングセンター、支所及び学習センター等に、食品等簡易放射能測定器を複数台設置して、測定体制を充実させ、子どもたちを含め、市民の皆さんの健康を守るため食の安全の確保に努めます。
29	・Ⅲ-2-(6)【P4】【回答】 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	・Ⅱ-1-(2)-⑥【P21】【回答】 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	世界中で温暖化と環境汚染が深刻となっている中、再生可能エネルギーと環境浄化技術をリードしていけば、世界各地からたくさん人が集まってくる。環境浄化の石鹼や洗剤を作る企業を誘致して、全ての公共施設で使用したり、市民に割安で売って使ってもらえばよい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 企業誘致を進めるにあたっては、国・県並びに関係機関と連携しながら業種等についても検討します。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
30	・Ⅲ-1-(2)【P2】 【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅲ-1-(3)【P2】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。	・Ⅱ-1-(1)-②【P15】 【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅱ-1-(1)-③【P15】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。	健康に対しても、医療行為や薬が進化してもどんどん新しい病気ができてしまっは真の健康にはならない。体質改善・自己治癒力を高める知識や医学の支援をして欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市健康管理実施計画に基づき、放射線や生活習慣病に関する正しい情報を提供し、不安の軽減を図るとともに健康づくりを支援し、放射線に負けないこころと体づくりを進めるため、健康教育・健康相談を実施します。
31	・Ⅲ-1-(4)【P3】 【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	・Ⅱ-1-(1)-④【P16】 【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	地域循環システムについて飯舘村に習うことが多い。今ある資源を回していくことが最良だ。農業等の後継者問題も同様で、幼稚園・小学校のうちから、田おこし・田植え・雑草取り・収穫など年に数回の農業体験をさせるなど、地域の特徴を最大限生かした社会見学・体験をさせると興味を深めることになると思う。学力をあげることも大切だが、日々の生活の幸せは勉強だけでは得られにくい。学生時代の教育を日々の生活に役立ち、自立・地域循環システムにつなげていけるようにすればよい。福島市にある、人的・物的資源を最大限に活用することが「地元への愛着を深める。地域に密着して「日々の生活が楽しい」「自分が地域で役に立っている・存在価値がある」と思うことが幸せにつながってくる。そして、たとえTPP参加になっても、地域循環システムができていれば、影響はない。すべては環境浄化でできてからの話だ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 「ふくしま・ふれあい・夢ぶらん事業」により、市立全51の小学校において、小学生と地域の人々が交流しながら、福島市の豊かな自然、歴史、文化、伝統人材等にふれる創造的な教育活動を展開します。 今後も、郷土への誇りと自信、将来への「夢」を育みつつ、確かな学力と豊かな人間性・社会性を身に付け、震災・原発事故におくすることなく心豊かでたくましく生きる子どもを育成します。
32	・Ⅲ-1-(3) 市民の心と体の健康を守ります。 【P2】 【回答】	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」-(3) 市民の健康を維持・増進させます。 【P10】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-③ 市民の心と体の健康を守ります。 【P15】 【回答】	原発事故によりマイナスとなったものをゼロ(復旧)に近づけるだけでなく、プラス(災い転じて福となす)にすることが復興であると考えている。放射性物質の影響で心配されるのはガンの発生率の上昇であるので、放射性物質以外にガンの発生率を高める要因を排除することが、プラスにするために必要と思われる。 そのため、発ガンの要因を排除する施策の実施を希望する。具体的には、例えば受動喫煙被害防止のために市の施設敷地内禁煙はすぐにでもできる。首都圏では何年も前から実施されている路上(歩行)喫煙禁止や、神奈川県で実施されている飲食店も含めた公共施設内禁煙も本当に市民が復興を目指すならできると思う。 優れた環境にすることが、福島に住み続けてよかったと思えることにつながり、他の地域の人が福島に住みたいと思えるような優れた環境を目指すのが復興につながると考える。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 発ガンの要因を排除する対策については、「がんを防ぐ新12ヶ条」などが代表とされていますが、これら対策を健康増進施策に組み入れて対応しております。 禁煙対策については、最近の調査で喫煙者・喫煙本数の減少が判明しておりますが、今後も対策を進めます。 なお、本市の公共施設は、既に敷地内禁煙とされています。
33	【計画全体への意見】	【計画全体への意見】	計画案全体の組み立てについて この種の作業を立案する場合、通常、①現状認識(被害や影響の認定)、②問題の導出・整理、③解決の方向・方途＝目標設定、④到達点＝復興点の設定、という四段構えを取るべきだと思料するが、本案には①も②も脱落するか曖昧なままに留まっており、③だけが肥大化した形で列記され、④の視点もきわめて不鮮明である。要するに何が問題でそれらをどのように、どこまで解決しようとするかという肝心の点がはっきりしていない。データや資料の提示も裏付けもない。このようなずさんな計画でいったい何をしようとするのか疑問を感じざるを得ない。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市民が被害を直に肌で感じた災害であり、市民の不便や不安を取り除く復興に向けて、本市が何をやるのか、ダイレクトでわかりやすい計画、市民へのメッセージ性を持たせた計画をめざしています。
34	-	・Ⅰ【P9】 中心的な事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。	重要度・優先度・緊急度等のプライオリティ視pointsの欠如 今回の計画は、大災害、深刻な事故から急いで脱出し回復をはかるうとするためのものであり、問題の重要度、深刻度に応じてどの方針や政策を優先させるか、どれが急を要するか、どれが核心的位置を占めるのかというような視pointsをゆるがせにすることは許されないはずである。この視pointsを軽視した復興計画はその名に値しないのではなからうか。その点において本案は、総花的・均等羅列的といわざるを得ない。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 復興プロジェクトに位置づけた重点事業を、優先し実施します。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
35	・Ⅶ【P8】 【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	-	年次計画の杜撰さ プライオリティ視点を時系列的に見ると年次計画の配置＝工程表ということになるが、本案では(具体的取り組み)のⅡの「主な事業」の中の「事業期間」が僅かにこれに触れているのみである。しかも内容的にはアバウトな表現に留まっていて、とても系統的積上げのものになっていない。そもそも優先度の発想が希薄であるから、第1年度はぜひこの政策を実現し、これを踏まえて第2年度は次のこの方針の実現に重点を移すというような発想に立っていない。本案を実行に移したらいったいどうなるのであろうか。 その上、既存の総合計画、長期計画との関係は必ずしも整理されているとは思われない。むしろ、経常の中長期課題が未整理のまま混入したり強引に割り込んでいるとの印象さえ受ける。「復興計画」のコンセプトはいったいどうなっているのであろうか。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 復興計画は、市総合計画前期基本計画を補完する計画と位置づけております。したがって、震災により総合計画に基づく事業の緊急度・優先度が変わったことを勘案しながら、事業の年次計画を定めた復興実施計画を策定し、事業を計画的に実施します。
36	・Ⅶ【P8】 【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	-	予算的財政的裏づけの不明確 本案には、列記した事業の規模・数量・費用に言及した説明、その原資・資金源に触れた予算措置、年度予算の修正・組み換えの方針等の記述が皆無に近い。これらの作業はいったいどこで、どのように進められるのであろうか。何故具体的に触れようとしないのか。市の復興のためには相当額の出費が予想されるが、予算的裏づけやそれへの指針を持たない計画は最終的に画餅に帰すか市民の不信感を助長しかねない。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 事業の年次計画を定めた復興実施計画を策定し、計画の着実な実現に努めます。
37	・Ⅵ-3-(1)【P7】 【回答】 市の組織体制を整備します。	・Ⅱ-4-(3)-①【P27】 【回答】 市の組織体制を整備します。	復興計画推進体制の不明確 本案のように規模が大きく分野が多岐にわたる計画を推進し実行に移そうとすれば、当然のことながら、市役所の経常の事務執行体制だけでは担いきれないであろう。本計画のうち、各部局はどの部分を担い、それ以外はどの様な形でカバーするのか、あるいは関係部局間の連携をどう組むのか、全体の指揮命令を誰がどの様な形で統括し、どう責任を持つのか、それらのために臨時的な職員再配置をどうするのか、総じてどういうシフトを組むのかは触れないわけにいかない事項ではなかろうか。この点について原案はごく簡単に触れているだけで、果たしてこれで復興計画が動き出して市民の期待に応える実効をあげうるだろうかと思わずにいられない。 なお、復興計画の中で市民のボランティアをどう位置づけ、その力をどう活用させてもらうかはひとつの重要な課題であろう。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 復興を速やかかつ強力に推進するため、横断的な組織を整備するなど市の組織体制を強化するとともに、ボランティア、NPOなどと連携し、復興を進めます。
38	・Ⅶ【P8】 【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	-	目標のあいまいさ、各事業の具体性の欠如 本案を通読して受ける印象は、挙示項目が網羅的である一方、記述が抽象的で具体性に欠けていることである。事業の数値目標とか達成目標期日の指摘は皆無に近く、いったい何をどこまでやろうとするのか見えてこない。全体的に空疎で虚飾的な形容詞が多用されているが、それらを剥ぎ取ったとき、いったいどれだけの実質的なことがあとに残るだろうか。市民の疑問として、例えば、収収は昨年4月以来前年度比でどう変化し、歳入にどう影響したか、震災に伴う臨時出費がどのくらいの規模に達し、その部分をどう手当てするか、市内事業所の生産や出荷・売り上げ状況にどんな変化や問題が出ているか、人口の月別増減はどうなっていてその変化にどういった特徴があるか、雇用動向では有効求人倍率の月間動向がどうなっていてどのような回復策を講じて何人の雇用に繋げていくつもりであるか、除染作業はいまどこまで進行していて住宅戸数の何割に当たり、地域別の特徴はどうか、住民・児童の入退去数の時期別数値と学校種別・地域別の特徴はどうか、高齢者・要介護者の動向にどういった変化が現れているか、等々の問題がすぐ浮かんでくる。例示したこういう問題の具体的な取り扱いを抜きにして、復興は論じ得ないはずだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 具体的な内容については、復興実施計画で示します。また、国や県の動向等情勢の変化に柔軟に対応し、計画を見直すこととしています。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
39	・Ⅶ【P8】 【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	-	本復興計画現案を無修正で実行段階に移すことには到底賛同できない。むしろ抜本的組み換えを求めたい。ただし、悠長に組み換えを検討する時間的な余裕はないはずだ。そこで、課題を緊急度に応じて絞り込み、年次計画によって補充・修正し、中長期的課題は別個に市の総合計画の修正・補強という形で実現を追及すべきである。市当局の生産的な回答を期待する。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 計画の策定と並行し、緊急性のある事業については、実施しており、また、具体的な事業は、復興実施計画を策定し計画的に実施します。
40	・Ⅶ【P8】 【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	-	市の職員が考えている暮らしてよかったと実感できるまちづくりの整備は、土木技術者としては実現性が乏しく感じている。余りにポイントがはっきりしない、具体性のない文章だ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 具体的な事業は、復興実施計画を策定し計画的に実施します。
41	・Ⅲ-1-(1)【P2】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅲ-1-(4)【P3】 【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」-(1) 徹底的な除染を実施します。【P10】 【回答】 ・Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】 【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	子ども達のストレス解消のために、屋内の遊戯施設の建設がよく言われるが、屋外の遊戯施設も必要だ。十六沼公園やあづま総合運動公園のような、乳幼児向けの大型遊具や児童向けの野球場やサッカー場が欲しい。新たに建設すれば、放射線量は低値になるはず。民間の運動場は放射線量が高く、児童は使用しにくい。将来、野球選手やサッカー選手を目指している子どもの夢を奪わないため、練習場が必要である。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市ふるさと除染計画に基づき、子どもを中心に市民の利用頻度の高い公共施設の優先的な除染を行っており、安心して屋外活動ができる環境整備を進めています。 なお、運動施設の整備は、利用者・地域の意向等を尊重しながら、計画的に進めていきます。
42	・Ⅲ-1-(2)【P2】 【回答】 正確な情報を提供します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」-(1) 徹底的な除染を実施します。【P10】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-②【P15】 【回答】 正確な情報を提供します。	放射線量の詳細測定と汚染マップ作成の要望 市内全域の除染を進める上で、住宅一軒一軒ならびに農地や山林全ての地表の放射線量を詳細に測定し、いわゆる汚染マップを作成して市民に公開することが必要と思う。 特に、福島市東部の大波・飯野・立子山・渡利地区は放射線量が高い地域なので、徹底した除染を至急行うようお願いする。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 全市放射線量マップを作成し、配布します。一日も早く市民の皆さんが安心して生活できる空間を取り戻すため、市ふるさと除染計画に基づき、放射線量の高い地域から徹底した除染を早急に進めます。
43	・Ⅲ-1-(7)【P3】 【回答】 市外に避難した市民を支援します。 ・Ⅶ【P8】 【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	・Ⅱ-1-(1)-⑦【P17】 【回答】 市外に避難した市民を支援します。	自主避難者への支援の要望 現在、福島市から県外へ自主避難する市民が急増している。これは、福島市内の放射線量が高いことと、除染がまったく進んでいないから故の行動にほかならない。 しかし、その避難者への福島市の支援は全くなされていない。ついでに、次の内容を復興計画に盛り込むよう要望する。 ア) 市役所に避難者の窓口となる避難支援課を設置する イ) 避難を希望する市民からの相談に親身になって対応する ウ) 避難者へのさまざまな生活支援を積極的に行う エ) 市政だよりやホームページで、避難者に対しての情報を発信する 今の福島市は決して安全ではなく、放射性物質が無くなって安心して生活できる場所に戻らなければ福島市に戻ってくることはできない。福島市はそのことをよく認識し、市民が不利益を受けることのないように避難者に対して最大限の支援を行う必要がある。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市外への避難者に対しての具体的な事業については、復興実施計画を策定し、その中で検討します。
44	・Ⅵ-3-(2)【P7】 【回答】 国に対し法整備と規制緩和を要請します。	・Ⅱ-4-(3)-②【P28】 【回答】 国に対し法整備と規制緩和を要請します。	減税をしてほしい。法人税だけでなく、住民税や固定資産税の優遇処置をお願いしたい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 国や県に対して、財政支援や税制度の優遇措置等を要請するとともに、市民、事業者の損害賠償請求支援を行うことで支援していきます。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
45	・Ⅲ-1-(1)【P2】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅲ-1-(4)【P3】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」-(1) 徹底的な除染を実施します。【P10】【回答】 ・Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	震災以来子供たちの体力の弱体化を懸念している。運動設備の充実と既存の施設の除染を早く進めてほしい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市ふるさと除染計画に基づき、子どもを中心に市民の利用頻度の高い公共施設の優先的な除染を行っており、安心して屋外活動ができる環境整備を進めています。 なお、運動施設における設備の充実については、計画的に進めていきます。
46	・Ⅳ-3【P5】【回答】 災害に強いまちづくりを推進します。	・Ⅱ-2-(3)【P25】【回答】 災害に強いまちづくりを推進します。	復興通りで市街地活性化を 腰浜庭坂線の市街地部分工事が進み、街並み全体が見渡せるようになった。高層集合住宅も目立ち、市街地居住者も増えてくるだろう。周辺の区画整理も進むかと思うが、もともと策定されていた「都心東土地区画整理事業」を見込んだと思われる駐車場等の飛び空地も目立つ。これらを集中させ、郊外で見られるような広い駐車場を持った商業モールができれば旧市街の活性化に役立つ。 かつて、平和通りが戦後復興に役だったように、腰浜庭坂線を震災復興通りとして震災からの復興も併せて再開発し、市民が集まりやすい所に公会堂や図書館の移設ができれば賑わいも増し、文化都市実現に役立つ。芸術文化活動がどれだけ被災した人々を癒したかは新聞・テレビで明らかだ。西道路が完成すれば十三号通り交通も激減のはず、それらを手握るための市街再構築を願う。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 「都市計画道路腰浜町庭坂線」の整備により、国道4号と国道13号が直結され、渋滞の解消や災害に強いまちづくりに寄与するとともに、今後においては、周辺地区におけるまちづくりの検討を行いながら、復興のまちづくりの観点も踏まえ、中心市街地の活性化を図ります。
47	・Ⅲ-1-(4)【P3】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 ・Ⅲ-1-(5)【P3】【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	・Ⅰ-「2子どもプロジェクト」-(1)【P11】【回答】 子どもの心と体を守ります。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 ・Ⅱ-1-(1)-⑤【P16・17】【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	子どもを放射能からまもるために、給食の食材を無検出(ゼロベクレル)のものに限定することを盛り込むべきだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 現在、学校給食の食品に含まれる放射性物質検査では、国の暫定規制値を超えた食材は提供しないこととしております。 食品に含まれる放射性物質の基準値については、国において平成24年4月から見直しが行われる予定であることから、本市では、より安全・安心な学校給食の提供が図れるよう、新基準値を踏まえ、食品の検査体制をより充実します。
48	・Ⅲ-1-(1)【P2】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅲ-1-(6)【P3】【回答】 放射性物質の影響の心配のない新たなまちづくりを推進します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-1-(1)-⑥【P17】【回答】 放射性物質の影響の心配のない新たなまちづくりを推進します。	避難を望む個人・地域があることをふまえて、真摯に対応する内容を盛り込むべきだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 除染を基本として新たなまちづくりを進めるとともに、市民の安全と信頼を高めるための施策、事業に取り組んでまいります。
49	・Ⅲ-1-(1)【P2】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅵ-1【P6】【意見・回答】 市民との協働により復興を進めます。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-4-(1)【P26・27】【意見・回答】 市民との協働により復興を進めます。	除染活動に市民を巻き込まないことを盛り込むべきだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市が主体となり全力で除染をおこないますが、一日も早く市民が安心して生活できる空間を取り戻すため、早急に除染を進めるには、市民の皆様のご協力が必要であると考えております。
50	・Ⅱ【P1】【意見】 「子どもからお年寄りまで暮らしてよかったと実感できるまち」	-	「福島で生きる」の強調を弱めて欲しい。不安にいる人たちへの批判・強制感を強く感じる。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 希望ある復興を進める上での本市の決意を示しています。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
51	・Ⅲ-1-(1)【P2】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅲ-1-(4)【P3】 【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】 【回答】 ・Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】 【意見・回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】 【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	子どもを守ることを最優先するため、以下の2つの事業を実施するべきだ。 1. 除染が完了するまで、希望者は低線量地域(土湯、南会津、県外etc)に疎開させる。長期スパンで実施。 2. 疎開が無理な子どもは、1ヶ月ぐらいの期間で年に数回、保養に行かせる。少し長めの林間学校的なイメージ。園や学校ごとに保育士や教師も同行する。(チェルノブイリの事故でも子供たちに実施されていた。)短期スパンで実施	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市ふるさと除染計画に基づき、市内の除染を進めるとともに、市健康管理実施計画に基づき、放射線についての正確な情報提供をはじめ放射線健康調査事業を継続的に実施するなど、市民の安全と安心を確保するためのさまざまな施策を推進してまいります。
52	・Ⅲ-1-(5)【P3】 【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	・Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-⑤【P16・17】 【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	子育て中の親との意見交換会を定期的に開催すべき。状況の変化により、要望も変わるはず。ニーズを早め早めにつかんで、対応をして欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 定期的に開催している育児相談会や乳幼児健診、家庭訪問等でニーズを把握し、対応します。
53	・Ⅵ-2【P7】 【意見】 連携により復興を進めます。	-	“NPO”の次に“NGO”を入れて欲しい。	○ご意見を踏まえ、修正します。
54	・Ⅶ【P8】 【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	-	2012年度スタートということだが、住民への説明縦覧及びコメント受付の期間が短期すぎないか。スピードも重要だが、より丁寧に生かすビジョンのためにも、ここは拙速を避け、地域集会などこまめに開くことを通じて一定の合議を取り付けた上で実施すべき。全体が官僚、お役人の作文になっていて、市民一人ひとりへのまなざしと為政者としての自覚、覚悟が希薄すぎる。除染ひとつとっても、有効性に疑問符が冠せられているなかで軽々に断じるのは、市民への情報発信が現状でも不十分で、先行きが見えずに居る市民が多数見られるなかではあまりに一方的で危険過ぎ。市民とともに、あるいは市民の命を守るために、行政、政治に何ができるか、時には国や事業者と対峙する志を持った真の再生計画を望みたい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 本計画の策定にあたっては、市民の代表者や学識経験者等からなる検討委員会を設置し、委員の意見を基に原案を策定しております。また、国・県等の動向や災害の状況の変化などに対応し、柔軟に計画を見直します。
55	・Ⅲ-3【P4】 【意見・回答】 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。	・Ⅱ-1-(3)【P22】 【意見・回答】 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。	今回の東電福島第一原発事故の実害、風評被害は基大だ。原発から50～60km離れている「福島市」も含めて県内は「原発の地元」だ。市の原案のままで、安全・安心な「街づくり」は絶対にできない。福島市を含め、県内から他県への避難者は続々増える。 絶対に入れないといけないことは、福島県の復興プランと同様、県内の原発の全基廃炉を実現していくことだ。何せ、東京電力も国も福島第一原発の5・6号機と福島第二原発の1～4号機の稼働を諦めてはいないのだ。さらに、財界の一部や県内の首長の一部にも同調するような動きもある。 福島県から放射能を除去するのに何十年、何百年かかるかもしれないのに、原発の再稼働など絶対にさせてはならない。福島県において原発は全く信用を失った。放射能汚染は広域に及び福島市も地元なのだ。「県内の残りの原発も全部廃炉にする」ことなく、福島市も含めた県内の住民の安全・安心、希望はない。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 福島県の脱原発の方針を受け、本市としては、「原子力に依存しない社会づくりに貢献する」ことを基本方針に位置づけ、その実現に取り組んでまいります。
56	・Ⅲ-3-(1)【P4】 【意見】 省エネルギーを推進します。	・Ⅱ-1-(3)-①【P22】 【意見】 省エネルギーを推進します。	「3 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。」の各項において、復興にはエネルギーが必要なのに省エネルギーの推進を市民と事業者に対して勧めているが、先ず、電力会社の電力供給能力不足を補う為には、エコシティづくりよりもスマートシティ(スマートグリッド)づくりの方が良いのではないのか?	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ スマートシティについては、昨年より経済産業省の実証実験が国内5ヶ所で行われております。本市としてはその結果を見定めた上で検討します。
57	・Ⅲ-3【P4】 【回答】 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。	・Ⅱ-1-(3)【P22】 【回答】 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。	福島市は東北電力の大口顧客であり株主でもあるから、福島市の復興の為には、総じて電気料金の値下げを議会で決議し、福島市が株主提案権を行使してはいいか?	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 希望ある復興を推進するうえで、エネルギー、特に電気は重要な基盤であると認識しており、事業者に対しては、原子力に依存しない社会づくりを基本に、安定的な電力供給を第一に要請します。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
58	・Ⅲ-3-(2)【P4】【意見】 再生可能エネルギーを推進します。	・Ⅱ-1-(3)-②【P22】【意見】 再生可能エネルギーを推進します。	「再生可能エネルギーの導入を推進します。」については、地球温暖化防止の観点と福島市環境基本法からの整合性から述べれば、住宅用の他に事業用も新たに含めても良いと考えるがいかがか？ また、現行の1kWあたり3万円の助成金額の上乗せも検討すべきだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 再生可能エネルギーの一層の普及促進が求められており、事業用も含めて検討します。また、現在の住宅用太陽光発電設備助成金額については、少しでも多くの方に活用していただけるよう、現在の額を維持します。
59	・Ⅲ-3-(3)【P5】【意見】 エネルギー関連産業の誘致と市内事業所の新規参入を支援します。	・Ⅱ-1-(3)-③【P23】【意見】 エネルギー関連産業の誘致と市内事業所の新規参入を支援します。	「エネルギー関連産業の誘致と市内事業者所の新規参入を支援します。」について、再生可能エネルギーを支える技術の一つには蓄電池がある。蓄電池は新エネルギーにも再生可能エネルギーにも該当しないが非常に大事な分野である。ここに最先端のナノテクノロジー分野との融合を図ることで蓄電池容量が数倍にパワーアップする。福島市と国内外の研究機関との協働を期待したい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 産学官連携により地場企業の新技術開発や新規参入を支援します。
60	・Ⅲ-1-(8)【P3】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。 ・Ⅲ-2-(7)【P4】【回答】 事業者の損害賠償請求を支援します。 ・Ⅶ-3-(3)【P7】【回答】 財源の確保に努めます。	・Ⅱ-1-(1)-⑧【P18】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。 ・Ⅱ-2-(2)-⑦【P21】【回答】 事業者の損害賠償請求を支援します。 ・Ⅶ-4-(3)-③【P7】【回答】 財源の確保に努めます。	今回の原発事故加害者は東電及び国であることは周知の事実であり、福島市民は被害者だ。 福島市民を被害から救済する場合、常に加害者の責任を求めることを基本において欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市民損害賠償請求支援事業や農業被害・損害賠償支援事業、商工業・観光業原子力損害賠償支援事業を通し、国及び東京電力に対する損害賠償について請求の支援を行います。
61	・Ⅲ【P2】【意見・回答】 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。	・Ⅱ-1【P14】【意見・回答】 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。	原子力災害という一般的な言葉でなく、「福島原発事故による放射能災害(原子力災害)」と明記するべき。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 国や県の計画等で使用される用語に合わせております。
62	【計画全体への意見】	【計画全体への意見】	基本方針の冒頭に下記の文章を挿入することを提案する。 ○福島原発事故による放射能汚染被害からの完全復興を目指す。 ○原子力発電に依存しないエネルギー対策の構築を目指す。 ○福島市民全ての叡智を集めて復興をすすめます。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 基本方針の冒頭では、復興を進めていく上での理念と目指すべき姿を述べております。 ご提案の文章につきましては、基本方針を受けて、施策を重点的に推進していくための柱として記載しております。
63	・Ⅱ【P1】【意見・回答】 「子どもからお年寄りまで暮らしてよかったと実感できるまち」	-	基本方針のⅡの文中「市では…」は、この位置に記載するのは不適切なので削除した方がよい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ ⅠとⅡで明らかにした理念と目標を実現させるため、Ⅲ以降の方針につなげるための文です。
64	・Ⅲ【P2】【意見・回答】 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。	・Ⅱ-1【P14】【意見・回答】 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。	基本方針Ⅲについて、下記のように提案する。 Ⅲ 除染と生活再建(損害賠償を含む)、健康対策を一体として強力に進めます。 放射能汚染対策(環境回復を進める上で肝要なのは、除染と生活再建(損害賠償も含む)、健康対策を一体として取り組むことだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 原子力災害からの復興については、市民生活の安全と安心の確保や既存産業の復興等、原子力に依存しない社会づくり、正確な情報発信などを一体的に進めていく必要がありますが、それら政策を推進するにあたり、復興を進める前提として第一に取り組まなければならないものが除染であると考えております。
65	・Ⅲ-1-(1)【P2】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅶ-1【P6】【意見・回答】 市民との協働により復興を進めます。 Ⅶ-3-(1)【回答】 市の組織体制を整備します。	・Ⅰ-「安全と信頼プロジェクト」【P10】【意見・回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-4-(1)【P26・27】【意見・回答】 市民との協働により復興を進めます。 ・Ⅱ-4-(3)-①【回答】 市の組織体制を整備します。	福島市全域の除染を行う過程で発生する諸問題に全面的に又系統的に取り組む決意を明記することを提案する。 また、取り組むにあたっては、福島市民の叡智を結集した対策委員会(会議)等を置いて実行することが必要だ。東京電力に責任ある対応を求めることも明記すべき。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 除染に取り組む体制については、Ⅱ-1-(1)-①【P14】「市内全域の放射性物質の無放射能化を目指す。」の中の「福島市ふるさと除染計画」等に盛り込んでおります。 また、横断的な組織を整備するなど市の体制強化も検討します。 さらに、東京電力に対しては、原子力災害に伴う損害賠償請求を支援する事業をととして、対応を求めます。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
66	・Ⅲ-2【P3】【意見】 既存産業を復興し、新たな産業を誘致・振興します。	・Ⅱ-1-(2)【P18】【意見】 既存産業を復興し、新たな産業を誘致・振興します。	基本方針のⅢ-2を下記のように提案する。 2 既存産業を復興し、新たな産業を育成しその過程で必要な企業を誘致します。 何かという企業を誘致するという発想はもう止めたらよい。福島市民の潜在力を信頼し、産業の育成に力を入れ、その過程で必要があれば企業を誘致する(参入したくなる)ことだと考える。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 地場産業に対しては、産学官連携等による付加価値の高い新技術・新製品の開発や新分野進出などを支援し育成していくとともに、市内産業の一層の振興を図るため、新たな企業誘致も進めてまいります。
67	【計画全体への意見】	【計画全体への意見】	損害賠償については各項目に付随した構成になっているが、誠に不十分と考える。よって、Ⅲ-2の次に損害賠償にかかる項目を新設し、全面賠償を強力に支援することを提案する。 放射能汚染によるあらゆる損害賠償請求を強力に支援します。 ○市民の損害賠償請求 ○事業者の損害賠償請求 ○風評被害による損害賠償請求 ○放射能測定にかかった費用の請求 ○食品の放射能基準超による全ての賠償請求 ○その他、放射能汚染によるあらゆる被害による賠償請求 ○除染にかかった諸費用の請求	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 損害賠償は、復興を進めるうえで取り組むそれぞれの施策で生じることから、基本方針Ⅲ～Ⅵのそれぞれの項目において取り組んでまいります。
68	・Ⅲ-1-(1)【P2】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅵ-1【P6】【回答】 市民との協働により復興を進めます。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-4-(1)【P26・27】【回答】 市民との協働により復興を進めます。	除染の進め方について下記のように提案する。 ○東北中央自動車道等及び沿線並びに国道(側溝も)や国有地の除染を国の責任で実施する。 ○県道等の除染を県の責任で早急に実施する。 以上を、国や県に早急に働きかけて実現する。 ○市有地・市道(側溝)の除染 ○公共施設・教育施設の除染 ○里山の除染 ○農地・農業施設の除染 ○住宅・宅地の除染 ○産業施設の除染 ・点から線・面にわたる除染計画を市民に判りやすく知らせる。 ・除染の仕事を地元企業を優先に育成し、実施すること。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市ふるさと除染計画に基づき、住宅や宅地、教育施設や公共施設、通学路や生活道路、事業所や工場等の民間施設及び里山や森林、農地といった面的な除染を計画的に行います。なお、国道、県道等、国・県の所管する施設は、それぞれの管理者が実施するよう協議します。 また、地元企業を育成するため、除染説明会等を随時開催するとともに、地元企業が市の行う除染業務に参入できるよう努めます。
69	・Ⅲ-1-(3)【P2】【意見・回答】 市民の心と体の健康を守ります。	・Ⅱ-1-(1)-③【P15】【意見・回答】 市民の心と体の健康を守ります。	基本方針Ⅲ-1-(3)に③として下記項目の追加を提案する。 ③18歳までの子ども医療費の無料化を実現し、子ども健康を守ります。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市では、既に中学生までの医療費無料化を実施しています。また、18歳までについては、現在、県において検討中です。
70	・Ⅳ-1【P5】【回答】 市民生活を再建します。	・Ⅱ-2-(1)【P24】【回答】 市民生活を再建します。	地震による被害対策として、修繕等の補助制度拡充を提案する。 未だに屋根瓦の復旧が進まない家が随所に見られる。今までの半壊以上の住宅から一部損壊住宅まで範囲を広げた支援を提案する。使い勝手のよい「リフォーム助成制度」の創設は緊急の課題だと考える。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 一部損壊住宅まで範囲を広げた支援について、市独自に制度化する予定はありません。
71	【計画全体への意見】	【計画全体への意見】	福島市として市民に夢を持たせる内容がない。市民が何をすればよいのか訴える力が弱い。国や県の補助金事業はもられているが、そうではない市民の心にせまる施策を盛り込んで欲しい。 ぜひ、「福島市こそ日本で一番きれいなまちをめざそう」を市民運動として展開して欲しい。除染活動を通して、福島市にはゴミ一つ落ちていない、雑草は生えていない、まちに調和しない華美な看板等がない、そして花も実もある福島市にするなど、復興計画策定にあたって誰がみても日本で一番きれいなまちづくりを標榜していただきたい。福島市は他と違うという姿を見せていただきたい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 本市では、将来都市像を「ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市」と定め、まちづくりを進めています。東日本大震災からの復興にあたっては、除染を主体として生活環境を整えるとともに、将来都市像実現のために市総合計画前期基本計画で定めた重点施策「環境にやさしいまちづくりの推進」に取り組んでまいります。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
72	・Ⅵ-3【P5】 【回答】 災害に強いまちづくりを推進します。	・Ⅱ-2-(3)【P25】 【回答】 災害に強いまちづくりを推進します。	今回の震災で、災害時の高齢者・障がい者の生活を守ることが本当に難しいと感じた。抱える障がい等に応じた支援は多岐にわたり、個別のニーズに応じた対応が求められる。ぜひ、市立の「高齢者・障がい者生活センター(仮称)」を設立し、日常的に高齢者・障がい者が集い、情報を共有できる場の確保をお願いする。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 災害時要援護者防災対策推進事業の中で、地域での支援体制づくりや情報提供体制の整備などで支援していきます。
73	・Ⅲ-1-(3)【P2】 【意見】 市民の心と体の健康を守ります。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」-(4) 高度医療機関の整備を支援するとともに、医療機関へのアクセスの高速化を図ります。 【P10】 【意見・回答】 ・Ⅱ-1-(1)-③【P15】 【意見・回答】 市民の心と体の健康を守ります。	高度医療機関として大原病院を市民病院的な性格を持たせて今後何十年と続く市民の被ばく医療対策をさせるのは賛成だ。しかし、中心市街地ではなく、より広大な土地を求めやすく交通の便のよいところに建設するべきだ。また、そのための交通アクセスの充実を図ることであれば理解を得られると思われる。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 大原総合病院は、中心市街地において唯一の総合病院であり、震災による放射線治療を含めた先進医療体制を構築しながら、市民に親しまれてきた上町地区周辺を候補地として新築移転するものであります。各種都市施設の郊外移転により、中心市街地の空洞化が進む中、公共交通等の利便性の高いこの地区に整備を行うことは、市全体のまちづくりを進める上で重要なことであり、安全・安心して暮らせる住環境が確保されるとともに、中心市街地における医療の充実、雇用の創出、さらには交流人口の拡大が図られるなど、震災復興のまちづくりや中心市街地の活性化に寄与することから、市といたしましては、建設整備に向け、国と連携し支援していきたいと考えています。
74	・Ⅴ-1【P6】 【意見】 市外からの広域避難者等を支援します。	・Ⅰ【P9】 【回答】 中心的事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。 ・Ⅱ-3-(1)【P6】 【意見】 市外からの広域避難者等を支援します。	本法寺前の大きな道路が4号線に繋りやがては西道路に直結する日もそう遠くないと思われる。市街地の道路が便利になっていくのは嬉しいが、街に賑わいを取り戻そうとしていた市民の願いが反映されるか心配。公共のバスが本法寺近くに止まれば、公会堂図書館公民館周辺が文教地区として生きているのではないかと。避難されている人たちの第2の故郷として文化の交流地区になってほしい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ ご意見の交通の問題の検討や中心市街地の集客の拠点としてのにぎわいの創出を含め、さまざまな調査・検討を行い、今後も施設整備について検討します。
75	・Ⅲ【P2】 【回答】 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。	・Ⅰ-1【P10】 【回答】 安全と信頼プロジェクト ・Ⅱ-1【P14】 【回答】 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。	累積放射線量が殆どの地域で10mSvを超え、今後とも年間5～7mSv年が見込まれ全域の除染効果も期待できない中での復興は無理であると知れ。健康被害も経年する中で癌の増加など増々顕著になっていくことは間違いなく予想されることである。 できれば海外などの安全な地域に避難都市を設け他都市も併せ全市民を数十年以上経済基盤ごと退避させるという百年千年の計をいまこそ策定し実施するべきである。 下手に放射線管理区域相当(5mSv年以上)のこの地で市民を被爆させ続け無駄な復興を図ることは日本民族として後世のそりを免れることはできないであろう。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市では、放射性物質汚染対処特措法に基づき、市内の除染を進め、効果検証しながら、線量の低減に努めております。 また、健康管理調査や食品の放射能測定の継続実施や市内で比較的線量が低い地域への公営住宅の建設などに取り組んでいきます。 引き続き、正確な情報を提供しながら市民の皆さんを放射能被害から守る施策を推進していきます。
76	・Ⅲ-1-(2)【P2】 【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅲ-1-(3)【P2】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。	・Ⅱ-1-(1)-②【P15】 【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅱ-1-(1)-③【P15】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。	市内の一般住宅の中には、屋内で放射線管理区域相当またはそれ以上の放射線量を記録しているところがある。これは明らかな異常事態だ。年間20mSvを安全基準など事故を引き起こした側が自ら設定した安全基準に何の意味があるのか。 低線量被曝・内部被曝について専門家の意見を参考にするとのことだが、その専門家はどの立場をとる者なのか。原発事故は“都合の悪い可能性”を無視した結果だ。福島市の復興に不可欠なことは全ての可能性を軽視しないという前提に立つことだ。放射線の健康影響について因果関係が立証されなくとも、また否定もされないことについては危険視する側から復興を計画するべきだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市民の皆さんそれぞれが抱く放射能に対する不安の払拭につきましては、福島市放射能対策アドバイザー等の意見を参考に今後放射能に関するあらゆる正しい情報を発信します。
77	・Ⅲ-1-(1)【P2】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指す。 ・Ⅲ-1-(8)【P3】 【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。 ・Ⅲ-3【P4】 【回答】 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。 ・Ⅵ-3-(3)【P7】 【回答】 財源の確保に努めます。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指す。 ・Ⅱ-1-(1)-⑧【P18】 【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。 ・Ⅱ-1-(3)【P22】 【回答】 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。 ・Ⅱ-4-(3)-③【P28】 【回答】 財源の確保に努めます。	福島市ははじめ放射能被害を受けた地域の復興が遅れているのは、ひとえに放射能汚染に対して国と東京電力が加害者責任と全面補償を明確にしないからだ。国は12月17日に「事故収束宣言」を発した。しかし、私たちは事故は収束していないものと考えている。また、東京電力は国民への賠償について自らの加害責任をあいまいにするかの姿勢を取り続けている。福島市の復興は、除染と賠償を実現するとともに、原発を廃炉として再生可能なエネルギーを中心とする社会への転換を通じて実現されるべきものと考えている。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 除染を主体とした原子力災害からの復興を強力に進めていく施策を展開します。また、原子力に依存しない社会づくりに貢献する施策や、原子力災害に伴うさまざまな損害賠償請求支援事業を展開し、本市の復興を実現していきます。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
78	・Ⅲ-1-(1)【P2】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。	福島市内の除染については、居住地域ならびに隣接する山林や河川全域(民家・事業所、物置等非居住建造物も含む)の除染を要望する。また、その実施順位についても重点地域の除染を急ぐとともに、全市を同時並行で取り組むことを要望する。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市ふるさと除染計画に基づき、住宅や宅地、教育施設や公共施設、通学路や生活道路、事業所や工場等の民間施設及び里山や森林、農地といった面的な除染を計画的に行います。 また、空間放射線量の高い地域から徹底した除染を進めるとともに、市内全域の除染を早急に実施します。
79	・Ⅴ【P6】 【回答】 市外からの広域避難者を支援します。 ・Ⅵ-2【P7】 【回答】 連携により復興を進めます。	・Ⅱ-3【P6】 【回答】 市外からの広域避難者を支援します。 ・Ⅱ-4-(2)【P7】 【回答】 連携により復興を進めます。	市内における「みなし仮設」(仮設に入居しない避難者のいるアパート、県の借り上げ住宅など)へのサポートを強化する必要がある。そのためには、避難元の自治体、市内町内会、包括介護支援センターなどとの連携を強め、取り組みを進めるべきだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 避難元自治体や県、各団体等との連携により行政サービスを提供するとともに、被災自治体支援や情報提供事業等により、市外からの広域避難者を支援します。
80	・Ⅲ-1-(3)【P2】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。 ・Ⅲ-2-(6)【P4】 【回答】 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興課や雇用の場を創出します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」-(4) 高度医療機関の整備を支援するとともに、医療機関へのアクセスの高速化を図ります。 【P10】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-③【P15】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。	医療機関・社会福祉施設への公的な支援を強化・充実することが必要だ。特に、医療従事者の養成・確保については復興計画の柱として位置づける必要がある。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 医療従事者の確保については、国・県において様々な取り組みがなされており、現在は、県において地域医療再生基金を活用し、3次医療圏単位での医療従事者確保対策を盛り込んだ計画を作成しております。このことを踏まえ、医療従事者の養成・確保について国・県に要望します。
81	・Ⅲ-1-(2)【P2】 【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅲ-1-(3)【P2】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。	・Ⅱ-1-(1)-②【P15】 【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅱ-1-(1)-③【P15】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。	健康増進活動については18歳未満医療費の無料化をはじめ、がん健診・がん医療費の無料化、妊産婦医療費の無料化を実現するべき。同時に、市民みずから健康づくりを推進し、日本一健康な自治体といわれるような施策に取り組むことが求められる。行政と市民の協働で、健康な福島市を実現したい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市では、既に中学生までの医療費無料化を実施しています。また、18歳までについては、現在、県において検討中です。 市健康管理実施計画・ふくしま健康づくりプランに基づき、生活習慣病の予防やがんの早期発見・早期治療のため健康診査を実施し、各種検診の受診率向上を目指すなど、健康づくり施策の推進を図ります。
82	・Ⅲ-1-(1)【P2】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅵ-1【P6】 【回答】 市民との協働により復興を進めます。 ・Ⅵ-3-(3)【P7】 【回答】 財源の確保に努めます。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】 【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-4-(1)【P26・27】 【意見・回答】 市民との協働により復興を進めます。 ・Ⅱ-4-(3)-③【P28】 【回答】 財源の確保に努めます。	除染について(P14) 市は「ふるさと除染計画」に基づきH23～27までに「市が主体となって実施する」としている。しかし、私たち住民はこの様に長くは待てない。何とかして財源をつくり、その速度を速めて欲しい。もしくは、グループや個人で除染する場合には、業者への一時立て替え制度などいずれの場合も市が後で国と東電に請求する)考えて欲しい。学校校庭表土除染なども、他市に比較して福島市は遅れをとっている、という印象を持つ市民が多い。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 一日も早く、市民が安心して生活できる空間を取り戻すため、財源を確保し、市が主体となり全力で除染をおこないます。 また、市内全域の早期除染実施に向けた手法等についても検討していきます。
83	・Ⅲ-1-(2)【P2】 【意見・回答】 正確な情報を提供します。	・Ⅱ-1-(1)-②【P15】 【意見・回答】 正確な情報を提供します。	線量測定について(P15) 「(B-2)放射線量マップ作成」は、よりきめ細やかな放射線マップ(100m間隔くらいの)を作成して欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 全市放射線量マップを作成し、配布します。
84	・Ⅲ-1-(3)【P2】 【意見・回答】 市民の心と体の健康を守ります。 ・Ⅲ-1-(4)【P3】 【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	・Ⅱ-1-(1)-③【P15】 【意見・回答】 市民の心と体の健康を守ります。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】 【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	身体と食品検査機器について(P15) ホールボディーカウンターや食品等放射線量測定器も台数が圧倒的に足りない。早急に台数を増やして欲しい。陸上の農作物とともに、魚介類の汚染も深刻だ。食品の測定機器は少なくとも支所単位、できれば小学校区単位に設置すべきではないか。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ ホールボディーカウンターの導入につきましては、市健康管理実施計画に基づき、県や医療機関と連携し早期の検査実施に努めます。 また、放射線モニタリングセンター、支所及び学習センター等には、食品等簡易放射能測定器を複数台設置するなど、測定体制を充実させ、子どもたちを含む市民の皆さんの健康を守るため食の安全の確保に努めます。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
85	Ⅲ-1-(1)【P2】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 Ⅲ-1-(4)【P3】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」-(1) 徹底的な除染を実施します。【P10】【回答】 Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】【回答】 Ⅱ-1-(1)-①【P14】【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 Ⅱ-1-(1)-④【P16】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	教育環境整備について(P16) 7月～9月にかけて扇風機ではなく、エアコンを各教室に設置すべきである。 野外での児童・生徒の活動が制限され、子どもの身体の発達に異常が見られる。除染をさらにすすめ、校庭・野外やプールでの安心した活動を保障すべきである。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 学校施設においては耐震化を含めた施設の安全性の確保に取り組むとともに、校庭・園庭の表土改善や校舎・プール等の除染を実施してきました。引き続き学校施設内の放射線量の低減のための取り組みを行っていきます。また、暑さ対策としては、昨夏、全小中学校の普通教室に扇風機を設置したほか、多くの学校で窓ガラスに遮熱フィルムを設置するなど環境づくりに努めています。
86	Ⅲ-1-(4)【P3】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】【回答】 Ⅱ-1-(1)-④【P16】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	「放射線教育」について(P16) 原案の「子どもたちに放射線に関する正しい知識と対応についての理解を図る」からは、「原発安全神話」をつくりあげてきた学者の説だけを子どもたちに教え込むように思えてならない。この分野の教育には少なくとも次のことを加味すべきだ。 ①「人間の手に負えない危険な原発は全部廃炉にする」「それに代わるエネルギーをどう再生するか」という立場で教育に当たる ②放射能と放射線の違い ③放射線の人体への影響(線量レベルによる影響の違い) ④原子力発電所と「安全神話」の問題点 ⑤チェルノブイリ原発事故とスリーマイル島の原発事故とは ⑥福島原発事故 (レベル7の事故とは?・原因・汚染の広がり・生活への影響・賠償について・立地、周辺自治体の将来) ⑦ドイツやデンマークに学ぶ「再生可能エネルギー」による発電	○原案のとおりとします ＜説明＞ 本市では、放射線教育の指導資料を作成し、子どもたちに放射線についての正しい知識や対応について学習する時間を各学校の教育課程に位置づけて、放射線教育を実施します。また、効果的に指導できるよう、教職員対象の放射線教育指導の研修会や保護者対象の講演会などの実施を予定しております。提案のありました①～⑦については、放射線教育指導資料作成委員会で検討します。
87	Ⅲ-1-(1)【P2】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 Ⅲ-1-(3)【P2】【意見・回答】 市民の心と体の健康を守ります。 Ⅲ-1-(8)【P3】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。 Ⅵ-3-(3)【P7】【回答】 財源の確保に努めます。	Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 Ⅱ-1-(1)-①【P14】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 Ⅱ-1-(1)-③【P15】【意見・回答】 市民の心と体の健康を守ります。 Ⅱ-1-(1)-⑧【P18】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。 Ⅱ-4-(3)-③【P28】【回答】 財源の確保に努めます。	◆健康不安への光明を作り出す ○巨費を投じてでも除染効果をあげていく ・除染土置き場の具体的提案を行う ・国の補助対象にならない家は市が補助する ・第二庁舎建設は当面やらず財源をつくる ○市民の将来にわたる医療保障のため、被爆者手帳を持たせて生涯の保険とする。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 一日も早く、市民が安心して生活できる空間を取り戻すため、財源を確保し、市が主体となり全力で除染をおこないます。 また、除染土壌の仮置場については、具体的な提案を示すことができるよう、安全性を重視しながら地域住民の皆様の理解を求めます。 県が配布する健康管理ファイルを活用し、各自の健康状態を把握できるよう使用方法の工夫を広めます。
88	Ⅲ-2-(5)【P4】【回答】 既存産業を支援します。 Ⅲ-2-(6)【P4】【回答】 新たな産業を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	Ⅰ-「3活力プロジェクト」【P11・12】【回答】 Ⅱ-1-(2)-⑤【P20】【回答】 既存産業を支援します。 Ⅱ-1-(2)-⑥【P21】【回答】 新たな産業を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。	◆(若い人達の)雇用を増やす ○除染に必要な人員をボランティアで賄うのは安易だ。建設業関係等で正社員として雇用し、給与保障するのは当然だ ○自然エネルギー、環境工学関連製造業等に助成し雇用を創出 ○こどもの育つあらゆる場所に積極的に雇用する ○人的育成に積極的な介護等福祉事業所に対して財政支援する	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 既存産業の振興や企業誘致等により、雇用の場の拡大を図ります。また、雇用助成制度等を活用し、雇用の促進に努めます。
89	Ⅲ-1-(2)【P2】【回答】 正確な情報を提供します。 Ⅲ-1-(4)【P3】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 Ⅲ-1-(5)【P3】【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	Ⅰ-「2子どもプロジェクト」-(1)【P11】【回答】 子どもの心と体を守ります。 Ⅱ-1-(1)-②【P15】【回答】 正確な情報を提供します。 Ⅱ-1-(1)-④【P16】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 Ⅱ-1-(1)-⑤【P16・17】【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	◆10年後、20年後に続く世代をしっかり育てますよという熱いメッセージを親たちに向けて発信する。 ○18歳までの医療費無料化は市としても考える ○学校の教室等にエアコンを設置する ○子どもの学力・人格保障のために、市で教員加配しあたたかい教育を施す ○こどもに放射線についての正しい知識を教える (教員の研修、親の学びの場をつくる)	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市では、既に中学生までの医療費無料化を実施しています。また、18歳までについては、現在、県において検討中です。 教室等には、扇風機の設置や窓ガラスの遮熱設置に努めています。浜通りの教職員が配置され、子どもの学力の向上や心のケアに努めています。また、教職員対象の放射線教育指導の研修会や保護者対象の講演会の実施を予定しています。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
90	・表紙【意見】 ・Ⅶ【P8】【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	・Ⅰ【P9】【回答】 中心的事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。	表紙《基本方針》Ⅶの「5年を重点期間として」について 行政対応があまりにも遅く、市外への人口流出が止まらない。 復興にスピード感を持たせる必要があると感じるので、「2年を最重点期間(23年を含めると3年)とし、5年を重点期間」として欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 復興計画は、市総合計画基本構想で定めた将来都市像(*)の実現に向け、市総合計画前期基本計画を補完する計画と位置づけ、5年を重点期間としておりますが、事業の実施にあたっては、緊急性や重要性など優先度を勘案し、計画的に推進します。 (※)ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市
91	・表紙【意見】 ・Ⅰ【P1】【回答】 「希望ある復興」を理念とします。	-	「希望ある復興」について 除染や再生可能エネルギーへの取り組みは、これまで行われたことのない「新たな」取り組みであるため、「新興」という言葉を加え、「希望ある復興と新興」としてみては。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 復興は、元の姿を取り戻す復旧だけではなく、更なる振興により達成できるものと認識しております。したがって、元の姿を取り戻すための除染や再生可能エネルギーの一層の活用など新たな取組みも含めて「復興」と位置づけています。
92	・Ⅲ【P2】【意見・回答】 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。	・Ⅱ-1【P14】【意見・回答】 「除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。」	「Ⅲ 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます」について この部分に「福島市ふるさと除染計画」を入れて欲しい。 希望を持って復興・新興を推進して欲しい。そのために除染を行うのであるから、これに触れていないのはむしろおかしいと感じる。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市ふるさと除染計画につきましては、具体的に推進していく主な事業として掲載しております。
93	・Ⅲ-1-(2)【P2】【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅲ-4【P5】【意見】 福島市の復興を国内外に発信します。	・Ⅱ-1-(1)-②【P15】【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅱ-1-(4)【P23】【意見】 福島市の復興を国内外に発信します。	「福島市の復興を国内外に発信します」について 国内外に発信するとともに、もっと市民にも情報提供して欲しい。 インターネットを使えない市民にも同等の情報伝達を強く望む。他県や外国の人が知っていて、市民が知らないという状況があり、おかしい。	＜説明＞ 市政だよりをはじめ、テレビ・ラジオ・新聞広告・携帯電話など、多様な媒体を利用して広く情報を提供するように引き続き努めます。
94	・Ⅵ-3-(1)【P7】【回答】 市の組織体制を整備します。	・Ⅱ-4-(3)-①【P27】【回答】 市の組織体制を整備します。	除染・賠償・復興などの窓口を統一してフリーダイヤルを設置して欲しい。 また、市役所内でも、もっと情報を共有してもらいたい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 原子力災害に対応した組織の見直しや、手続き等の簡略化については、柔軟に検討していきます。
95	-	・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。	「(A-1)福島市ふるさと除染計画に基づく除染事業」の事業概要は、市政だより11月号P⑦で『協働により地域除染スケジュールを決定』とあるので、「地域除染スケジュール」に従って速やかに除染を進める、として欲しい。(一度広報で用いた言葉はきちんと活用すべき)	○原案のとおりとします。 【主な事業】の「事業概要」欄は、その事業の内容を説明するために記載しており、事業の実施手法等の詳細については、個別計画等に記載してまいります。 なお、市ふるさと除染計画において『スケジュールは、作業の進捗状況及び新たな除染手法等を考慮し、柔軟に見直します。』と記載しております。
96	・Ⅲ-1-(1)【P2】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅵ-1【P6】【意見・回答】 市民との協働により復興を進めます。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-4-(1)【P26・27】【意見・回答】 市民との協働により復興を進めます。	除染は、市民やボランティアに頼る部分もあるが、「産業」に位置付けて雇用を創出する必要がある。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 除染については、かなりの作業量が見込まることから、国・県の制度等も活用し雇用の創出に繋がります。
97	・Ⅲ-1-(1)【P2】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅵ-1【P6】【回答】 市民との協働により復興を進めます。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-4-(1)【P26・27】【回答】 市民との協働により復興を進めます。	「(A-4)除去土壌等仮置き場設置事業」についての提案 市街地は場所の選定が難航すると思われる。 よって、 (案1)県庁東分庁舎を仮置き場にする (案2)空きビルの地下、1・2階を防水遮蔽して仮置き場とする (案3)平和通り地下駐車場の一部(減収分は県や国や東電に請求)	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 除染土壌の仮置き場については、安全性を重視しながら地域住民の方の理解を求め選定します。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
98	・Ⅲ-1-(1)【P2】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】 【回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。	「(Y-3)復興イベント開催・支援事業」について 子どもが安心して参加できるよう、イベント広場は除染して欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市ふるさと除染計画に基づき、子どもを中心に市民の利用頻度の高い公共施設の優先的な除染を行っており、安心して屋外活動ができる環境整備を進めています。
99	・Ⅲ-3-(2)【P4】 【回答】 再生可能エネルギーの導入を推進します。	・Ⅱ-1-(3)-②【P22】 【回答】 再生可能エネルギーの導入を推進します。	「(Q-2)太陽光発電システム助成事業」について 市役所内部が節電のためあまりにも暗すぎる。暗い職場では明るい仕事はできない。市役所に国の補助などで屋外や壁面利用のソーラーパネルを設置して欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 今後建設が予定されております新庁舎西棟においては、太陽光発電システムの導入を検討します。 なお、市役所東棟における節電対策については、今後の電力供給状況を見極めながら、勤務時間における照度調整を検討します。
100	・Ⅲ-1-(1)【P2】 【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅵ-1【P6】 【意見・回答】 市民との協働により復興を進めます。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】 【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-4-(1)【P26・27】 【意見・回答】 市民との協働により復興を進めます。	「(A-2)地域除染対策委員会設置事業」について提案 各町内や字単位で「モニタリング補助員(仮称)」を市民から選出して研修を行い、市民協働でよりきめ細やかな線量マップを作成する。また、同補助員からの定期的な数値報告を除染に活用する。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 除染を進めていく上で、参考とさせていただきます。
101	・Ⅲ-1-(7)【P3】 【意見】 市外に避難した市民を支援します。 ・Ⅲ-1-(2)【P2】 【回答】 正確な情報を提供します。	・Ⅱ-1-(1)-⑦【P17】 【意見】 市外に避難した市民を支援します。 ・Ⅱ-1-(1)-②【P15】 【回答】 正確な情報を提供します。	市外に避難した市民の支援について 避難者に対し、アンケートを実施して何が不安なのか、避難理由と要望を十分把握し、必要があれば直接話をする。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市政だよりの送付による情報の提供のほか、避難先自治体と連携し、避難者説明会の開催や行政相談窓口の開設など必要な行政サービスの提供を行い自主避難者の支援を行います。 また、アンケートによる避難状況やニーズ等の把握を行い、必要な行政サービスの提供についても検討します。
102	・Ⅲ-1-(3)【P2】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。 ・Ⅲ-2-(3)【P4】 【意見】 産業の担い手の健康を管理します。	・Ⅱ-1-(1)-③【P15】 【回答】 市民の心と体の健康を守ります。 ・Ⅱ-1-(2)-③【P19】 【意見】 産業の担い手の健康を管理します。	産業の担い手の健康管理について 屋外作業従事者はかなり被ばくしていると思われるため、早期に調査を行うべきだ。(県が行うようだが、市が先行して実施して、その費用は県に補填してもらう)	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 福島県で実施している県民健康管理調査によることが、効率よいものと考えます。県民健康管理調査における基本調査は、3月11日以降の個人の被ばく線量の推計評価を行うもので、調査票を提出すると結果が送付されます。
103	・Ⅲ-2-(5)【P4】 【意見】 既存産業を支援します。 ・Ⅵ-3-(2)【P7】 【回答】 国に対し法整備と規制緩和を要請します。	・Ⅱ-1-(2)-⑤【P20】 【意見】 既存産業を支援します。 ・Ⅱ-4-(3)-②【P28】 【回答】 国に対し法整備と規制緩和を要請します。	震災関連温泉地緊急支援事業 土湯温泉は官民の資金を投入して、早期に復興させるべきだ。 「温泉クーポン券」など振興策を行うべきだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 各温泉地の現状を把握しながら、復興特区や福島再生特別法(仮称)等の活用を検討し、早期復興へ向けた支援を行います。
104	・Ⅵ-3-(2)【P7】 【回答】 国に対し法整備と規制緩和を要請します。	・Ⅱ-4-(3)-②【P28】 【回答】 国に対し法整備と規制緩和を要請します。	・原案にかかる複数項目について 条例等を書いてないものは「作る」、硬直しないことだ。	＜説明＞ 市復興計画につきましては、国や県の動向、災害の状況の変化に対応し柔軟に見直すほか、復興特区や福島再生特別法(仮称)等の活用など、これまでの制度にとどまらない復興施策に取り組んでまいります。
105	・Ⅳ-3【P5】 【回答】 災害に強いまちづくりを推進します。	・Ⅱ-2-(3)【P25】 【回答】 災害に強いまちづくりを推進します。	・防災・避難計画について(広域避難と市民防護について) 独自の防災避難計画を作る必要がある。 市民を防護するのであるから、県や国の見解と整合性をとる必要性はまったくない。 市民「防護」の観点から綿密な防災避難計画を策定し、頻繁に訓練し、見直しを行う。 複数の専任チームを作成し 策定された防災避難計画について 肯定否定相互に立場を入れ替えて反駁を行う。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 本市の地域防災計画につきましては、東日本大震災の対応等を検証し抜本的に見直します。 なお、広域的な災害に対応するためには、国・県との連携は不可欠であり、県等の防災計画との整合性を図り、協力体制の強化を図ります。さらに、今般の原子力発電所事故に鑑み、地域防災計画における「原子力災害編」の策定に向けた検討を行います。 また、各地区の実情に応じた自主防災訓練として、地域防災訓練を推進します。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
106	・Ⅵ-3-(1)【意見・回答】 市の組織体制を整備します。	・Ⅱ-4-(3)-①【意見・回答】 市の組織体制を整備します。	市民防護課を創生し、その独立性・独創性を担保する。 市民の防護専門部署:「課」では無理であれば市民防護「チーム」、もしくは防護「班」を市民防護専門の担当をさせる。 防護側の立場で行動するため 国や県、市の公式見解とは相容れない部分があることを十分承知する。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 平成23年10日1日付けで原子力災害に対応した組織機構改正を行ったところありますが、組織体制の整備につきましては、今後も柔軟に検討していきます。
107	・Ⅵ-3-(1)【意見・回答】 市の組織体制を整備します。	・Ⅱ-4-(3)-①【意見・回答】 市の組織体制を整備します。	賠償担当専門チームを作り、市政だよりなどで広報し、アウトリーチを高める。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 平成23年10日1日付けで原子力災害に対応した組織機構改正を行ったところありますが、組織体制の整備につきましては、今後も柔軟に検討していきます。
108	・Ⅲ-1-(8)【P3】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。 ・Ⅲ-2-(7)【P4】【回答】 事業者の損害賠償を支援します。 ・Ⅵ-3-(3)【P7】【回答】 財源の確保に努めます。	・Ⅱ-1-(1)-⑧【P18】【回答】 市民の損害賠償請求を支援します。 ・Ⅱ-1-(2)-⑦【P21・22】【回答】 事業者の損害賠償を支援します。 ・Ⅱ-4-(3)-③【P28】【回答】 財源の確保に努めます。	課税しづらい土地・収益には課税せず、減収分として賠償請求する。 農業収入、興行収入、産業収入に関して、減収分の賠償請求するとともに、しばらくの間は非課税とする。免税措置は講じない。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 国や県に対して、財政支援や税制度の優遇措置等を要請するとともに、市民、事業者の損害賠償請求を支援します。
109	-	・Ⅰ【P9】【回答】 中心的な事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	文化芸術を心の支えにして、復興を少しでも早めたい。そのために、公共ホールの職員の人材育成にもっとお金を使うべきだ。人件費を削って復興を唱えていても駄目だ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 文化芸術は復興のための心の支えになるものと考えています。 ご意見は今後の施設運営の参考にいたします。
110	・Ⅰ【P1】【意見】 「希望ある復興」を理念とします。	-	「希望ある復興」を理念の中心にすえた、すばらしい原案だと思う。	今後も、市民の皆様のご協力をいただきながら、「希望ある復興」に向け、施策を推進していきます。
111	・Ⅲ-1【P2】【意見・回答】 市民生活の安全と安心を確保します。 ・Ⅲ-1-(4)【P3】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 ・Ⅱ-1-(1)【P14】【意見・回答】 市民生活の安全と安心を確保します。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	P2のⅢ-1-(1)、P14Ⅱ-1-(1)-①、P16Ⅱ-1-(1)-④には、「除染が完了するまで、大事をとって18歳以下の子どもと妊婦を疎開させます。」という文言が必要。 除染が終わるまで、無用の被ばくをさせ続けることは、子どもの未来、希望を奪うことになりかねない。「希望ある復興」を成功させる土台になる。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市ふるさと除染計画に基づき、市内の除染を進めるとともに、市健康管理実施計画に基づき、放射線についての正確な情報提供をはじめ放射線健康調査事業を継続的に実施するなど、市民の安全と安心を確保するためのさまざまな施策を推進してまいります。
112	【計画策定に関する意見】	【計画策定に関する意見】	復興計画検討委員会メンバーに、獣医師と哲学者を加えてもらいたい。何故なら、今回の未曾有の被害は動物にも及び、さらに人間の尊厳に関わるからだ。	＜説明＞ 災害の状況が変化し、市復興計画の改訂の必要が生じた際は、その状況変化に応じた委員の委嘱を検討します。
113	・Ⅲ-2【P3】【意見】 既存産業を復興し、新たな産業を誘致・振興します。	・Ⅱ-1-(2)【P18】【意見】 既存産業を復興し、新たな産業を誘致・振興します。	地場産業、中でも縫製工場の復興に希望がある。除染作業のための対放射線防護服や子供達のための対放射線スクールコート等をメイドイン福島で製作すればよいだろう。それには、ナノテクノロジー技術の活用にかかる行政の後押しが必要だ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 地場産業の振興を図るため、産学官連携等による付加価値の高い新製品開発を支援します。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
114	・Ⅲ【P2】 【回答】 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。	・Ⅱ-1【P14】 【回答】 「除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。」 ・Ⅰ-「4 元氣プロジェクト」【P12】 【回答】	乳幼児からお年寄りまで、集い活動や運動ができる『ひろば』(仮称)を、旧市役所跡地に建設して欲しい。この福島で、心身ともに元気に前向きに生きていくためには、安心して運動できる場所、笑顔で集う活気あふれる場所が欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 旧市役所跡地は、市役所西棟建設予定地となっています。 西棟には1階フロアに市民の方がいつでも気軽に利用できる市民利用施設と、西棟南側には憩いの場となる広場を設ける計画です。 また、西棟は災害時の一時避難場所となるほか、地下には、災害時の非常食や物資などを保管する備蓄倉庫を設置し、防災の拠点として整備する予定です。 運動を主とした施設につきましては、既存の屋内運動施設や運動場の除染作業を進め市民の皆さんが安心して利用できるよう努めます。
115	-	・Ⅰ-「4 元氣プロジェクト」【P12】 【回答】	古関裕而記念館を拠点とする「古関メロディーを歌う会」を発足させたらどうか。歌は人を元気にする。福島の街に音楽や歌声が流れるきっかけとなれば。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 文化芸術は復興の支えになるものであり、歌は人を元気にするものと考えております。 今後の古関裕而記念館の運営の参考にいたします。
116	・Ⅴ【P6】 【回答】 市外からの広域避難者を支援します。	・Ⅱ-3【P6】 【回答】 市外からの広域避難者を支援します。	福島市に避難されている方に、誕生月に市内の温泉に招待する事業を行ったらどうか。市民ボランティアに運営にあたってもらい、人のつながりをつくることもできる。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 広域避難者については、避難元自治体と連携し行政サービスを提供するほか、必要な支援に取り組んでまいります。
117	・Ⅲ-1-(2)【P2】 【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅲ-1-(4)【P3】 【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 ・Ⅲ-1-(5)【P3】 【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	・Ⅰ-「2子どもプロジェクト」-(1)【P11】 【回答】 子どもの心と体を守ります。 ・Ⅱ-1-(1)-②【P15】 【回答】 正確な情報を提供します。 ・Ⅱ-1-(1)-④【P16】 【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 ・Ⅱ-1-(1)-⑤【P16・17】 【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	子ども達のために、健康面での長期的なチェックだけでなく、精神的な面でも継続して豊かで安定した生活環境を作って欲しい。将来この街を担う子ども達のために、形ないものにも市の財源を投入するべきだ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 子どもの生活と未来を守るため、本計画では「子どもプロジェクト」を設定しており、心のケア推進事業などを重点的に行います。また、情操教育の一助として芸術文化体験事業を行うなど、育成環境の整備にも取り組みます。
118	-	・Ⅰ【P9】 【回答】 中心的な事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。	暫定供用される都市計画道路腰浜・町庭坂線の北側は、公会堂・市立図書館・中央学習センターなど市の文化施設が並んでいる。この区間にバスを運行させ、バス停を設置すれば、文教施設を利用しやすくなる。それにより、人が集まり市街地の発展につながる。ぜひとも検討を。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ ご意見の交通の問題の検討や中心市街地の集客の拠点としてのにぎわいの創出を含め、さまざまな調査・検討を行い、今後も施設整備について検討します。
119	・Ⅲ-1-(1)【P2】 【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅲ-3【P4】 【回答】 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。 ・Ⅶ-1【P6】 【回答】 市民との協働により復興を進めます。	・Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】 【回答】 ・Ⅱ-1-(1)-①【P14】 【意見・回答】 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。 ・Ⅱ-1-(3)【P22】 【回答】 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。 ・Ⅱ-4-(1)【P26・27】 【回答】 市民との協働により復興を進めます。	基本方針Ⅲ-1-(1)「市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します」は、原発廃止を大前提にして、除染が最優先されることを望む。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 原子力災害からの復興にあたっては、市内全域における徹底的な除染を最優先課題として取り組んでまいります。また、原子力に依存しない社会づくりに貢献する施策を展開し、本市の復興を実現していきます。
120	・Ⅶ【P8】 【回答】 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。	-	市の案を、短期・中期・長期にわけて具体的な内容でわかりやすく市民に示して欲しい。それが、不安感や不信感を払拭する方法だ。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 復興計画に基づく復興事業は、事業の年次計画を示す復興実施計画を策定し計画的に実施します。

福島市復興計画(原案)に関する意見と市の考え方

意見 NO.	原案の中で関連する項目		意見の概要	市の考え方
	基本方針	具体的取り組み		
121	Ⅲ-1-(3)【P2】【回答】 市民の心と体を守ります。 Ⅲ-1-(4)【P3】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 Ⅲ-1-(5)【P3】【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】【回答】 Ⅱ-1-(1)-③【P14】【回答】 市民の心と体を守ります。 Ⅱ-1-(1)-④【P16】【回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。 Ⅱ-1-(1)-⑤【P16・17】【回答】 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。	子どもの内部被ばくを少しでも防ぐとともに、自分の目でみて安心して食品を購入できるよう、食品放射能検査機器をスーパーなどに設置して欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 放射線モニタリングセンター、支所及び学習センター等に、食品等簡易放射能測定器を複数台設置するなど、測定体制を充実させ、子どもたちを含む市民の皆さんの健康を守るため食の安全の確保に努めます。
122	Ⅲ-1【P2】【回答】 市民生活の安全と安心を確保します。	Ⅰ-「1安全と信頼プロジェクト」【P10】【回答】 Ⅱ-1-(1)【P14】【回答】 市民生活の安全と安心を確保します。	除染が終わるまで、ガラスパッチによる測定の結果、年間の積算被ばく線量が1ミリシーベルトを超える子どもについては、被ばく量を抑えるための宿泊施設を提供して欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 市民生活の安全と安心の確保に総力を挙げて取り組みます。そのため、市内全域において徹底的な除染を実施するほか、正確な情報提供、健康管理事業に取り組みます。
123	Ⅲ-1-(4)【P3】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	Ⅰ-「2子どもプロジェクト」【P11】【回答】 Ⅱ-1-(1)-④【P16】【意見・回答】 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。	福島復興は、何と言っても未来ある子ども達を中心に考えるべきだ。子どもの放射線被害を最小限にするためにあらゆる手を尽くして欲しい。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 本計画では、復興の中心となる役割を担う事業を4つの復興プロジェクトに位置づけております。その一つ、「子どもプロジェクト」において、学校給食用食材モニタリング事業、個人積算線量測定等を重点事業として、子どもの心と体を守るためのあらゆる施策を実施します。
124	-	Ⅰ【P9】【回答】 中心的事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。	子ども達の未来を文化的に豊かで充実したものになるよう、今、大人が努力するべきだ。 そのために、公会堂、図書館の周辺を文化ゾーンとして整備を進めて欲しい。中心市街地の活性化にもなる。	○原案のとおりとします。 ＜説明＞ 中心市街地の集客の拠点としてのにぎわいの創出を含め、さまざまな調査・検討を行い、今後も施設整備について検討します。